つるはしにほんごきょうしつ　定款

1. 総則

　（名称）

第1条　当団体は、つるはしにほんごきょうしつという。

(目的)

第2条　当団体は、日本に暮らす外国人の日本語能力向上とともに、暮らし全般をサ

ポートすることを目的とする。

　　(事業の種類)

　　第3条　当団体は、第2条の目的を達成するため、非営利活動に係る次の事業を行う。

1. 日本語教育事業
2. 外国人との交流事業
3. 会員研修
4. 会員

　 (種別)

* 1. 当団体の会員は、次の2種とする。
     1. 正会員

当団体の趣旨に賛同し、入会した個人

* + 1. 賛助会員

当団体の事業を賛助するために入会した個人または団体

　 （入会）

* 1. 正会員および賛助会員に入会しようとするものは、口頭もしくは書面にて入会の申し入れを代表にしなければならない。

　 2 代表は、会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人へその旨を通知しなければならない。

　　 (会費)

* 1. 正会員および賛助会員は、付則に定める会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

* 1. 会員は退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次の事由により資格を喪失する。

* + 1. 団体の解散または本人の死亡
    2. 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、総会において支払い意志がないと認定した者

1. 役員

　(役員の種類)

　第8条　当団体に次の役員を置く

1. 代表　1名以上
2. スタッフ

　(役員の選任)

　第9条　正会員は入会と同時にスタッフとなる。

　　2 スタッフの中から、その互選によって代表を総会にて選任する。

(解任)

　第10条　役員が次の号のいずれかに該当する時は、その役員に弁明の機会を与えたうえで、総会の決議に基づいて解任することができる。

　　　①心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

　　　②職務上の義務違反があると認められるとき。

　　　③その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(監事の職務)

第11条　当団体の監事はKOREAN BOOK CAFÉ「책자리（ちぇっちゃり）」とする。

　第12条　監事は、次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要な時はいつでも代表に対して報告を求め、調査することができる。

　　　　①当団体の業務執行の状況を監査すること

　　　　②当団体の財産の状況を監査すること

　　　　③1号、2号の点について、当団体に意見を述べる事

第4章　総会

　(総会の構成)

　 第13条　総会は、当団体の再考の意思決定機関であって、代表、正会員、および監事の代表者をもって構成する。

　(総会の機能)

　 第14条　総会は、以下の事項について議決する。

　　　①定款の変更

　　　②解散

　　　③合併

　　　④代表の選任、役員の解任

　　　⑤正会員および賛助会員の会費の額

　　　⑥事業計画および報告の確認

　　　⑦予算と決算の承認

　（総会の開催）

　　　第15条　総会は毎年1回以上開催する。

　　　　２，臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

　　　　　①事業計画、予算の変更および、予算の執行のための助言と承認を要する場合

(総会の招集)

第16条　総会は、代表が招集する。

　　　　２．臨時総会は、場合によっては、書面をもって開催されうる。

(総会の議長)

　　　第17条　総会の議長は、代表が就任する。臨時総会はその限りではない。

　 (総会の議決)

　　　第18条　総会に出席した正会員の過半数をもって決し、同数の時は、議長の決するところによる。ただし、決するにあたり、少数者の意見を十分に考慮しなければならない。

　　　　２．総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない

　　　第19条　臨時総会は、代表、正会員同士の助言と承認機関であり、議決機能を有しない。

　（会議の議事録）

　　　第２０条　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を総会にて選任された総会出席者が作成する。

　　　（１）日時及び場所

　　　（２）正会員数の現在数

　　　（３）出席した正会員数

　　　（４）審議事項及び議決事項

　　　（５）議事録には、代表及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録確認人1名が臨時総会の書面開催をもって、確認し、この議事録を、代表が、当団体所有の共有サーバーへ永久保存することとする。

第5章　資産および会計

　（資産の構成）

第2１条　当団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

　　　①財産目録に記載された財産

　　　②寄付金品、及び助成金

　　　③会費

　　　④事業収入

　　　⑤財産から生ずる収入

　　　⑥その他収入

　（資産の管理）

　第2２条　当団体の資産は、代表が管理する。

　　２．当団体の経費は資産をもって支弁する。

　（事業年度）

　第2３条　当団体の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章　定款の変更、解散及び合併

　（定款の変更）

　第2４条　この定款を変更する時は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

　（解散、合併）

　第2５条　当団体は、解散、合併をするときは総会において、すべての正会員による議決を経て、解散、合併しなくてはいけない。

　（残余財産の処分）

　第2６条　当団体の解散の時に有する残余財産は、Korean book café「책자리（ちぇっちゃり）」、あるいは、総会で定める他の非営利活動団体に帰属する。合併の際は、合併先へ承継することとする。

付則

１．当団体の設立当初の会費は、次に掲げる額となる。

　①正会員会費　会費年額4,000円　＊学生・未成年は2,000円

　②賛助会員会費　会費年額　一口5000円

この定款は2021年4月1日より施行する